

愛顔のあいサポート運動実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 あいサポート（第3条・第4条）
- 第3章 あいサポート企業等（第5条－第9条）
- 第4章 あいサポート研修及びあいサポートメッセンジャー（第10条－第18条）
- 第5章 雜則（第19条・第20条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、障がいの有無にかかわらず、県民が互いに支え合い、尊重し合いながら、共に生きる社会（共生社会）を築くこと及び障がいのある者が障がいのない者と同じように社会参加できることが重要であり、そのためには、県民の理解、共感及び協力が不可欠であり、行政が広く啓発していくことが求められているとの認識のもと、障がいの有無にかかわらず、すべての人が住みやすい社会の実現を目指すため、愛顔のあいサポート運動の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 愛顔のあいサポート運動 県民が、多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある者に温かく接するとともに、障がいのある者が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動をいう。
- (2) あいサポート あいサポート運動を実践するため、愛媛県（以下「県」という。）からあいサポートバッジの交付を受けた者をいう。
- (3) あいサポートバッジ等 あいサポートバッジ（愛顔のあいサポート運動を象徴するバッジであって、別記の形状のものをいう。）及び障がいの主な特性や必要な配慮などをまとめたパンフレットをいう。
- (4) あいサポート企業等 愛顔のあいサポート運動に取り組むものとして県が認定した企業又は団体（企業以外の法人並びに団体のうち規約及び代表者を定めたもの）をいう。
- (5) あいサポート研修 受講を希望する者を対象として原則として県又はあいサポートメッセンジャーが行う障がいの特性、障がいのある者への必要な配慮等の理解を促進するための研修をいう。
- (6) あいサポートメッセンジャー あいサポートであって、あいサポート研修を企画

及び実施するものとして県が登録した者をいう。

- (7) あいサポートメッセンジャーマニュアル あいサポートメッセンジャーがあいサポート研修を企画し、及び実施するための要領をいう。

第2章 あいサポート

(あいサポートバッジ等の交付)

第3条 県は、次に該当する者に対し、あいサポートバッジ等を交付する。

- (1) あいサポート研修を受けた者

(あいサポートの役割)

第4条 あいサポートは、次に掲げる事項に努めるものとする。

- (1) パンフレット等を使用し、障がいの特性、障がいのある者への必要な配慮等を理解すること。
- (2) 障がいのある者が困っているときに、「ちょっとした手助け」を行うこと。
- (3) あいサポートバッジを着用し、障がいのある者が気軽に手助けを求められるように配慮すること。
- (4) 愛顔のあいサポート運動を周知すること。

第3章 あいサポート企業等

(あいサポート企業等の要件)

第5条 あいサポート企業等は、社員又は構成員（以下「社員等」という。）を対象としたあいサポート研修に取り組むとともに、原則として次の各号に掲げる取組みのいずれかに努める企業又は団体（以下「企業等」という。）でなければならない。

- (1) あいサポート研修の実施
- (2) 社員等を対象としたあいサポートバッジの着用の推奨
- (3) 社員等にパンフレットを読むことの推奨
- (4) 当該企業等が作成する広報物、ホームページ等における、愛顔のあいサポート運動に関する当該企業等の取組み状況の掲載
- (5) 当該企業等が作成する機関誌等における、社員等の障がい者に対する取組みの紹介
- (6) 障がい者就労施設等からの物品・役務の調達
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該企業等において、愛顔のあいサポート運動の理念の普及促進が図られると認められる独自の取組みの実施

2 前項の企業等は、次のいずれかとする。

- (1) 当該企業等の全部又は一部の事業所をまとめたもの

(2) 当該企業等の各事業所

(あいサポート企業等の認定)

第6条 あいサポート企業等の認定の申出は、前条第1項に規定する企業等が同条第2項に規定する単位ごとに県にあいサポート企業等認定申請書（様式第1号）を提出して行う。

2 県は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、あいサポート企業等の認定を行わないことができる。

(1) 申請する企業等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団であるとき。

(2) 申請する企業等の活動が法令等に違反するもの、公序良俗に違反するものその他社会的な信頼性を損なう恐れのあるものであるとき。

3 県は、あいサポート企業等の認定を行ったときは、申請者に対し、認定証を交付するものとする。

4 県は、あいサポート企業等の認定をしたときは、インターネットで公表する。

(あいサポート企業等の変更の届出)

第7条 あいサポート企業等は、申請内容に変更が生じた場合であって、認定の要件に影響を及ぼす場合は、あいサポート企業等認定変更届出書（様式第2号）により県へ届け出なければならない。

(あいサポート企業等の取組状況の報告)

第8条 あいサポート企業等は、あいサポート企業等としての取組状況について、県に対し、報告するよう努めるものとする。

2 県は、前項の報告を受けた場合は、インターネットで公表する。

(認定の取消し)

第9条 県は、あいサポート企業等が第5条に規定する要件を欠くと認める場合及び第6条第2項各号に該当すると認める場合は、あいサポート企業等の認定を取り消すことができる。

2 県は、前項の規定により認定の取消しをしようとする場合は、あらかじめ理由を付して当該あいサポート企業等にその旨を通知する。

3 前項の通知を受け取ったあいサポート企業等は、通知を受けとった日から起算して30日以内に、県に対し、文書により異議がある旨の意見を述べることができる。

4 県は、前項に規定する意見の申出を受けたときには、当該意見の事実を確認するため、調査を実施する。

5 県は、第2項の通知を発出した日の翌日から起算して30日以内に当該あいサポート企

業等から第3項の規定に基づく意見の申出がない場合又は前項の規定による調査の結果により認定の取消しが適当と判断したときは、その旨を通知し、当該あいサポート企業等の認定を取り消す。

6 前項の規定によりあいサポート企業等の認定を取り消された企業等は、認定証を返納しなければならない。

第4章 あいサポート研修及びあいサポートメッセンジャー

(あいサポート研修の実施)

第10条 あいサポート研修は、あいサポート研修の実施を希望する者の申込みにより、又はあいサポートメッセンジャーが企画するところにより、実施する。

(申込みによるあいサポート研修の実施)

第11条 あいサポート研修の実施を希望する者は、県にあいサポート研修申込書（様式第3号）を提出するものとする。

2 県は、あいサポート研修申込書の提出を受けた場合は、あいサポートメッセンジャーに対し、あいサポート研修の実施を依頼することができる。

(あいサポート研修の内容)

第12条 あいサポート研修の内容は、原則として次に掲げるとおりとする。ただし、受講者の都合によっては、その一部を実施しないこと又は別 の方法に代えることができる。

- (1) 愛顔のあいサポート運動に関する説明
- (2) 障がいの特性、障がいのある者への必要な配慮等の理解を促進するためのDVDの視聴
- (3) 障がい当事者の講話
- (4) 簡単な手話講座

(あいサポート研修に係る用品)

第13条 県は、あいサポート研修を受講する者に対し、あいサポートバッジ等を交付するとともに、あいサポート研修に必要な用品を交付することができる。

(あいサポート研修の実施報告)

第14条 あいサポートメッセンジャーは、第11条第2項の規定に基づきあいサポート研修を実施した場合及び自らの企画によりあいサポート研修を実施した場合は、原則として実施した月の翌月の10日までに県に対し、あいサポート研修実施報告書（様式第4号）を提出するものとする。

(あいサポートメッセンジャーの養成)

第 15 条 県は、あいサポートメッセンジャーを養成するため、あいサポートメッセンジャー養成研修を行う。

(あいサポートメッセンジャー養成研修の内容)

第 16 条 あいサポートメッセンジャー養成研修の内容は、原則として次に掲げるとおりとする。

- (1) 愛顔のあいサポート運動に関する説明
- (2) 障がいの特性、障がいのある者への必要な配慮等の理解を促進するための DVD の視聴
- (3) 障がいの特性に係る講義
- (4) あいサポートメッセンジャーマニュアルの説明
- (5) 手話の実習

(あいサポートメッセンジャーの登録)

第 17 条 県は、あいサポートメッセンジャー養成研修の修了者に対し、修了証を交付するとともに、あいサポートメッセンジャーとして登録する。

2 前項の修了証には、氏名及び登録番号を記載するものとする。

(あいサポートメッセンジャーの情報の共有)

第 18 条 あいサポートメッセンジャー養成研修を受講しようとする者は、あいサポートメッセンジャーとして活動する際に必要な住所、氏名、連絡先等の必要最小限の情報を次に掲げる機関で共有することについての意思を表示するため、県に対し、確認書を提出するものとする。

- (1) 県の機関
- (2) 県内の市町関係機関
- (3) 県内の公的機関（前 2 項に掲げる機関を除く。）

2 前項の確認書には、少なくとも次に掲げる項目を含めるものとする。

- (1) あいサポートメッセンジャーの氏名（自署）
- (2) あいサポートメッセンジャーの住所及び連絡先
- (3) 同項の規定に基づき同項各号に掲げる機関へ情報提供することの可否

3 県は、あいサポート研修を実施するために必要な場合は、第 1 項の規定により同意の意思を表示したあいサポートメッセンジャーの情報について、同項各号に掲げる機関で共有することができる。

(庶務)

第 19 条 愛顔のあいサポート運動の推進に係る庶務は、県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課において行う。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるものほか、愛顔のあいサポート運動の推進に関し必要な事項は、県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 3 月 8 日から施行する。

別記（第 2 条関係）

あいサポートバッジの形状



(1) 寸法

- ア 縦 22 ミリメートル
- イ 横 24 ミリメートル

(2) 彩色

- ア 前方の図形 橙色
- イ 後方の図形 白色
- ウ 文字 白色又はそれに準じた色
- エ 図形の線 前後の図形が判別できる色